第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会の設置決議

下記のとおり、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

１	名　　称	第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会
２	設置根拠	地方自治法第１０９条及び 南風原町議会委員会条例第３条
３	目　　的	第五次南風原町総合計画に関する事項
４	委員の定数	議長を除く１５人
５	調査期限	調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

提案理由

総合計画は南風原町が、将来に向かって、まちづくりを進めていくための最も重要な上位計画で「第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う必要があるため。